解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月二十五日開催の臨時総会の決議並びに平成二十二年一月十五日の経済産業省の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十日

東京都港区三田三丁目七番一六号

社団法人トロン協会

代表清算人　稲吉　秀夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月二十日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十日

福井県福井市日之出三丁目七番一四号

医療法人鈴木医院

清算人　鈴木由輝子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十日

広島県広島市中区大手町五丁目四番一号

特定非営利活動法人ガイドヘルパー情報センター

清算人　佐々木隆之

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年十二月十六日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十日

福岡県古賀市花鶴丘二丁目一一二番地

古賀市鹿部土地区画整理組合

代表清算人　清原　留夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二十日開催の最終定期大会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十日

福岡県久留米市六ツ門町二番地二四久留米ビル七F

久留米井筒屋百貨店労働組合

清算人　吉原　真二

配当公告

大阪市中央区備後町三丁目二番八号長谷ビル二階（商業登記上の本店）京都府舞鶴市字市場小字龍宮七四〇番地の九

破産者　大舞工業株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年(フ)第一三一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金八、三三四、一二二、三〇〇円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一六七、七九〇、四八五円

平成二十二年一月二十日

大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ一二階

破産管財人　浦田　和栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市北区新琴似一〇条七丁目三番、最後の住所札幌市北区新琴似七条二丁目一番二〇―四〇三号　被相続人　亡　後藤　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

札幌市中央区大通西一一丁目半田ビル六階

田中敏滋法律事務所

相続財産管理人弁護士　岡﨑　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市双葉町七番、最後の住所釧路市双葉町七番一〇号

被相続人　亡　岡本　照藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

釧路市幸町六丁目一番地二号ＡＫビル

相続財産管理人　弁護士　青木　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県津久井郡相模湖町若柳一六〇番地一〇、最後の住所神奈川県相模原市橋本一丁目一六番一九号　被相続人　亡　渡辺　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

事務所秋田市八橋三和町二番一号

相続財産管理人　佐藤　恭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区神田須田町二丁目二一番地二、最後の住所東京都世田谷区桜上水二丁目六番一四号　被相続人　亡　中川　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

事務所東京都千代田区神田淡路町一丁目二番地クリスタルビル五階宮﨑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮﨑　治子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区糸屋町一丁目一一番地、最後の住所東京都東村山市久米川町二丁目三一番地四九　被相続人　亡　西岡　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区大久保三丁目一七〇番地、最後の住所東京都渋谷区代官山町一〇番七号　被相続人　亡　鈴木　繁雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

事務所東京都千代田区九段北四丁目一番三号飛栄九段北ビル一〇階ＬＭ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西蒲田一丁目一番地、最後の住所東京都大田区西蒲田一丁目六番六号　被相続人　亡　大木　郁哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　久文

第31期決算公告

平成21年12月28日　札幌市中央区北1条東2丁目5番地8

ナラサキリース株式会社

代表取締役社長　金本　龍男

貸借対照表の要旨　（平成21年9月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	781,356	流動負債	1,735,149
固定資産	2,129,837	固定負債	711,512
		負債合計	**2,446,661**
		株主資本	464,205
		資本金	228,280
		資本剰余金	128,280
		利益剰余金	107,645
		利益準備金	7,500
		任意積立金	200,000
		その他利益剰余金	△99,855
		（うち当期純利益）	（△137,950）
		評価・換算差額等	327
		純資産合計	**464,532**
資産合計	**2,911,193**	**負債・純資産合計**	**2,911,193**